

# 青森県報

号外第五十四号

令和元年  
十月十五日  
(火曜日)

## 目 次

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) ……	二
○青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農 村 整 備 課) ……	三
○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(建 築 住 宅 課) ……	五
○青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	六
○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(警 察 本 部 運 転 免 許 課) ……	七

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

青森県知事 三村 申 吾

#### 青森県条例第二十号

#### 青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十四条第一項第一号イ(1)(i)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「総務省令で定める」を「地方税法施行規則第九条の二第九項に規定する」に改め、同号イ(1)(ii)、同項第二号イ(1)(i)及び(ii)並びに同項第三号イ(1)(i)及び(ii)並びにハ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第百五十七条第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第百六十条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に改める。

第百六十条の十三第七項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。ただし、第百五十四条第一項第一号イ(i)及び(ii)、第二号イ(1)(i)及び(ii)並びに第三号イ(1)(i)及び(ii)の改正規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日から、第百五十七条第三号の改正規定は同法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第二十一号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中

事業費の百分の二十に相当する額

を

イ    ロ以外の事業

事業費の百分の十七に相当する額

<p>ロ 受益面積が七十ヘクタール未満の事業、法第八十七条第一項の規定に基づいて設定された土地改良事業計画に定められた総事業費（事務費を除く。）が三千万円未満の事業その他規則で定める事業で、中山間地域等（急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十二項に規定する急傾斜地帯をいう。以下同じ。）を除く。）がその区域内にある市町村の区域において行うもの</p>	<p>事業費の百分の十二に相当する額</p>
<p>を</p>	<p>事業費の百分の十七に相当する額</p>
<p>イ ロ以外の事業</p> <p>ロ 受益面積が二百ヘクタール未満又は法第八十七条第一項の規定に基づいて設定された土地改良事業計画に定められた総事業費（事務費を除く。）が三千万円未満の事業で中山間地域等（急傾斜地帯を除く。）がその区域内にある市町村の区</p>	<p>事業費の百分の十七に相当する額</p> <p>事業費の百分の十二に相当する額</p>

に改め、同表第十一号中

を

に改め、同表第十九号中「（土地

域において行うもの

改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十条第十二項に規定する急傾斜地帯をいう。以下同じ。）を除く。）を「を除く。）がその区域内にある市町村の区域」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

#### 青森県条例第二十二号

##### 青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「法第三十条第一項第一号に掲げる基準（以下「認定基準」という）を「建築物エネルギー消費性能誘導基準（法第三十条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準をいう。以下同じ）」に改め、同表第三号中「認定基準」を「建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、同表の備考の第三号中「額に」を「額（前二号に掲げる場合にあつては、前二号に定める額）」に改め、同号を同備考の第五号とし、同備考の第二号の次に次の二号を加える。

三 計画認定を受けようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画（法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、表の第二号の規定にかかわらず、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。以下同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）について建築物ごとの同号に定める額を合算した額とする。

四 計画変更認定を受けようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、表の第三号の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ ロ以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの表の第三号に定める額を合算した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る法第二十九条第三項各号に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの表の第二号の規定の例により算定した額と建築物（新たな他の建築物を除く。）ごとの表の第三号に定める額とを合算した額

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

青森県条例第二十二号

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第二十四号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中「第百四条の四第五項」の下に「（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

千五百五十円

千九百円	千七百円	千五百円	千九百円
------	------	------	------

を

千九百円	千七百五十円
------	--------

を

別表第九号中

千九百円	千五百五十円
------	--------

を

千九百円（政令第三十三条の六の二第六号）	千七百円	千五百円	千九百円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）
----------------------	------	------	--

に改め、同表第十二号中

千九百円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）	千七百五十円
--	--------

に、

千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「政令」という。）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）

に、

に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

二千五百円（法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五百円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することに二百円を加算した額）

を

<p>第一種 運転免 許又は 第二種 運転免 許に係 る運転 免許証</p>	<p>イ ロ以外の場合</p>	<p>二千五百円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円）</p>
<p>ロ 法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載し</p>	<p>イに掲げる額に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することに二百円を加算した額</p>	

に改め、同表第十三号中「三千五百円」

てその種類の運転免許に係る運転免許証  
の交付に代える場合

を「二千二百五十円」に改め、同表第二十三号中「第百四条の四第五項」の下に「（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」  
を加え、同表第二十五号中「道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）」を「政令」に、「対する道路交通法施行令」を「対する政令」に  
改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭